

## 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壌環境の保全）の規定に係るQ & A

（PDF ファイルでは、質問の行をクリックすると回答の行に移動します。）

- Q 1 / この条例の規定は、どのような土地が対象となるのですか。
- Q 2 / 条例に基づく調査等は、誰が行うのですか。
- Q 3 / 土地履歴調査は、資格のある者に実施させなければならないのですか。
- Q 4 / 土地履歴調査は、具体的にどのようにして行えばよいのでしょうか。
- Q 5 / 土壌関係特定事業場とは、何を指しますか。
- Q 6 / 土壌関係特定有害物質とは、何を指しますか。
- Q 7 / 土地履歴調査は、どの時点まで遡って調べる必要があるのですか。
- Q 8 / 改変予定地全体が農地であるような場合は、手続きが必要でしょうか。
- Q 9 / 土地履歴調査を実施したが、十分な資料がなく、過去の土地の利用状況について明確になりませんでした。結果として、過去に土壌関係特定事業場が設置されていたのかどうか不明なのですが、このような場合は以後の手続きはどのようなのでしょうか。
- Q 10 / 土地履歴調査の結果、過去に土壌関係事業場が設置されていたことが判明した場合、どのような手続きが必要ですか。
- Q 11 / 土壌汚染確認調査は、どのような方法で実施するのですか。
- Q 12 / 土壌汚染確認調査は、汚染のおそれが最も大きいと認められる地点において土壌の調査を実施することとしていますが、調査実施地点はどのようにして選定するのですか。
- Q 13 / 改変予定地において、種類の異なる複数の有害物質を取り扱っていた場合、調査実施地点はどのようになりますか。
- Q 14 / 土壌汚染確認調査の段階で、土壌汚染対策法と同等の調査を実施しなくてよいのですか。
- Q 15 / 土壌汚染確認調査は、資格のある者に実施させなければならないのですか。
- Q 16 / 土壌関係特定有害物質を微量含む物質を取り扱っていた場合、土壌関係特定有害物質を取り扱っていたことになりますか。
- Q 17 / ガソリンスタンドにおいて過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質とは、何を指しますか。
- Q 18 / 改変予定地の中に、土壌関係特定事業場の敷地であった土地のごく一部が含まれているような場合は、土壌汚染確認調査を実施する必要がありますか。

- Q 1 9 / 面積が 1,000m<sup>2</sup>未満のガソリンスタンドの敷地を、都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けて土地の改変を行う場合、土壤汚染確認調査を実施する必要がありますか。
- Q 2 0 / 改変予定地の一部について、既に土壤汚染対策法に基づく調査を実施している場合には、条例の適用は除外されるのでしょうか。
- Q 2 1 / 改変予定地について、過去に自主的に土壤調査を実施している場合は、土壤汚染確認調査の実施は不要でしょうか。
- Q 2 2 / 土壤汚染確認調査の結果、基準に適合していない場合は、どのような対応が必要でしょうか。
- Q 2 3 / 汚染拡散防止計画書は、どのような事項について作成するのでしょうか。
- Q 2 4 / 汚染拡散防止計画書では、土地の汚染の状況について作成することとされていますが、改めて土壤の調査を実施する必要があるのでしょうか。
- Q 2 5 / 汚染の拡散防止の方法については、どのような方法がありますか。
- Q 2 6 / 土壤汚染確認調査を実施し、汚染が判明したが、開発を断念した場合は、汚染拡散防止計画書の作成等はしなくてよいのでしょうか。
- Q 2 7 / 条例の規定に違反している場合は、どのような措置を受けることとなりますか。

**Q 1 / この条例の規定は、どのような土地が対象となるのですか。**

A 1 / 条例では、一定規模以上の土地を改変しようとする者（以下「土地改変者」という。）に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施など一連の措置を義務づけています。

ここでいう一定規模以上の土地の改変とは、都市計画法第 29 条第 1 項もしくは第 2 項又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない行為で、いずれも行為に係る面積が 1,000m<sup>2</sup>以上のものです。

**【参考】**

都市計画法第 29 条の規模要件と条例第 40 条の規模要件の関係

法律	区分	法の許可を要する規模	条例規定対象
都市計画法	市街化区域	開発行為 1,000m <sup>2</sup> 以上	開発行為 1,000m <sup>2</sup> 以上
	市街化調整区域	開発行為全て	
	非線引都市計画区域	開発行為 3,000m <sup>2</sup> 以上	開発行為 3,000m <sup>2</sup> 以上
	準都市計画区域		
都市計画区域外 準都市計画区域外	開発行為 10,000m <sup>2</sup> 以上	開発行為 10,000m <sup>2</sup> 以上	

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）と条例第40条の規模要件との関係

法律	区分	法の許可又は届出を要する行為	条例規定対象
盛土規制法	宅地造成等規制区域	宅地造成、特定盛土等	許可が必要な宅地造成又は特定盛土等のうち、1,000 m <sup>2</sup> 以上
		土石の堆積	対象外
	特定盛土等規制区域	特定盛土等、土石の堆積	対象外

**【冒頭に戻る】**

**Q 2 / 条例に基づく調査等は、誰が行うのですか。**

A 2 / 条例の規定は、土地改変者が名あて人となります。土地改変者とは、都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可申請を行おうとする者になります。

なお、都市計画法では、「開発行為をしようとする者は、～許可を受けなければならない」としており、土地の所有権者や占有権者ではなく、開発行為者を名あて人としています。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法においても、「工事主は、～許可を受けなければならない」としており、ここでいう工事主とは、「宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者」とされています。

**【冒頭に戻る】**

**Q 3 / 土地履歴調査は、資格のある者に実施させなければならないのですか。**

A 3 / 土地履歴調査を実施する者については、特に資格を必要としません。

**【冒頭に戻る】**

**Q 4 / 土地履歴調査は、具体的にどのようにして行えばよいのでしょうか。**

A 4 / 改変をしようとする土地についての過去の状況を調べる方法としては、

- ア 地図情報をもとに、過去に当該土地に立地していた物件を調べる。
  - イ 改変予定地の登記簿により過去の地目や土地所有者を調べる。
  - ウ 近隣の住民等に聞き取りを行う。
  - エ 汚水等関係特定事業場の廃止届出等の書類を調べる。
- などが考えられます。

**【冒頭に戻る】**

**Q 5 / 土壤関係特定事業場とは、何を指しますか。**

A 5 / 規則により、汚水等関係特定事業場（土壤関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。）、ガソリンスタンド、射撃場の3つが定められています。

汚水等関係特定事業場とは、条例において、汚水等関係特定施設を設置する工場・事業場と定めており、水質汚濁防止法の特定事業場はこれに該当します。なお、汚水等関係特定施設は次のとおりです。

- 1 パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
- 2 養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。)であって、次に掲げるもの
  - イ 飼養施設
  - ロ 収容施設
  - ハ ふん尿の廃棄施設
- 3 理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校並びに薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第7項に規定する薬局又は同法第24条第1項の医薬品販売業(一般販売業に限る。)の店舗に設置されるものを除く。)
- 4 流水式塗装施設
- 5 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第一に掲げる施設

【冒頭に戻る】

**Q 6 / 土壤関係特定有害物質とは、何を指しますか。**

A 6 / 土壤関係特定有害物質は、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質と同じ物質になります。

なお、土壤汚染対策法第2条第1項及び同法施行令第1条では、次の26物質が定められています。

1 カドミウム及びその化合物	16 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
2 六価クロム化合物	17 1,1,1-トリクロロエタン
3 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	18 1,1,2-トリクロロエタン
4 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	19 トリクロロエチレン
5 シアン化合物	20 鉛及びその化合物
6 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	21 砒素及びその化合物
7 四塩化炭素	22 ふっ素及びその化合物
8 1,2-ジクロロエタン	23 ベンゼン
9 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	24 ほう素及びその化合物
10 1,2-ジクロロエチレン	25 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
11 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	26 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
12 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
13 水銀及びその化合物	
14 セレン及びその化合物	
15 テトラクロロエチレン	

【冒頭に戻る】

**Q 7 / 土地履歴調査は、どの時点まで遡って調べる必要があるのですか。**

A 7 / 水質汚濁防止法及び公害防止条例の制定及び施行時期を考慮し、少なくとも昭和 46 年まで遡って調査する必要があります。

【冒頭に戻る】

**Q 8 / 改変予定地全体が農地であるような場合は、手続きが必要でしょうか。**

A 8 / 条例の対象となる土地の改変（Q 1 参照）をしようとする場合は、土地履歴調査の実施が必要ですが、改変予定地の過去の土地利用状況が農地であったことを、根拠資料を添えて報告することにより、改変予定地に土壌関係特定事業場がないことから、以後の調査は不要です。

【冒頭に戻る】

**Q 9 / 土地履歴調査を実施したが、十分な資料がなく、過去の土地の利用状況について明確になりませんでした。結果として、過去に土壌関係特定事業場が設置されていたのかわからないのですが、このような場合は以後の手続きはどうなるのでしょうか。**

A 9 / 過去における土壌関係特定事業場の設置の事実が確認できない場合には、履歴調査の経過をまとめた書面を提出し、その内容が妥当なものであれば、その時点で条例の手続は終了します。

【冒頭に戻る】

**Q 10 / 土地履歴調査の結果、過去に土壌関係事業場が設置されていたことが判明した場合、どのような手続きが必要ですか。**

A 10 / 土地履歴調査の結果、過去に土壌関係特定事業場が設置されていた事実が判明したときは、設置されていた土壌関係特定事業場の名称、当該事業場で使用等されていた土壌関係特定有害物質の種類並びに取扱い、排出及び保管の状況等を把握して、土地履歴調査の実施結果として報告することとなります。

さらに、条例に定める土壌汚染確認調査を実施して、その結果を届け出る必要があります。

【冒頭に戻る】

**Q 11 / 土壌汚染確認調査は、どのような方法で実施するのですか。**

A 11 / 土地履歴調査の結果、過去に土壌関係特定事業場が設置されていた事実が判明したときは、過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質について、汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で土壌汚染確認調査を実施することとなりますが、調査は、条例施行規則第 30 条及び土壌汚染対策指針に定める方法で行うこととなります。

調査は、土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の中から、土壌関係特定有害物質の区分に応じて必要な調査を行うこととなります。

なお、土壌汚染確認調査における試料の採取方法等の詳細については、土壌汚染対策指針に定めています。

【冒頭に戻る】

**Q 1 2 / 土壤汚染確認調査は、汚染のおそれが最も大きいと認められる地点において土壤の調査を実施することとしていますが、調査実施地点はどのようにして選定するのですか。**

A 1 2 / 一般的に、工場・事業場における有害物質の取り扱い等により土壤が汚染される場合、その物質の取扱箇所や排出箇所で汚染の濃度が高くなることから、工場・事業場の設置状況を勘案して、汚染のおそれが最も大きいと考えられる地点で土壤調査を実施することとしています。

調査実施地点の選定に当たっては、

- ア 過去の土壤関係特定事業場の設置状況
- イ 調査対象物質の取扱い、排出及び保管等の状況
- ウ 調査対象物質に係る事故の状況
- エ 自主的に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果
- オ その他調査対象物質による汚染の可能性に係る情報

を考慮して適切に行うこととなります。

【冒頭に戻る】

**Q 1 3 / 改変予定地において、種類の異なる複数の有害物質を取り扱っていた場合、調査実施地点はどのようになりますか。**

A 1 3 / 同一施設において複数の有害物質を取り扱っていた場合や、対象土地内に異なる有害物質を取り扱う複数の施設があった場合等では、各々の物質ごとに最も汚染のおそれが高いと考えられる地点を選定し、調査を行うこととなります。

【冒頭に戻る】

**Q 1 4 / 土壤汚染確認調査の段階で、土壤汚染対策法と同等の調査を実施しなくてよいのですか。**

A 1 4 / 汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で土壤の調査を実施し、その結果汚染されていると認められた場合は、土地の改変の実施に当たり、汚染拡散防止計画書を作成し適切な措置を講じる必要がありますが、汚染拡散防止計画書を作成する際には、土壤汚染対策法と同等の調査を実施して、改変予定地の汚染の状況を把握することとなります。

【冒頭に戻る】

**Q 1 5 / 土壤汚染確認調査は、資格のある者に実施させなければならないのですか。**

A 1 5 / 土壤汚染確認調査の実施に当たっては、土地改変者は、土壤汚染対策法第 2 条第 2 項に規定する土壤汚染状況調査と同様に、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項に規定する環境大臣が指定する者に調査させることとしています。

【冒頭に戻る】

**Q 1 6 / 土壤関係特定有害物質を微量含む物質を取り扱っていた場合、土壤関係特定有害物質を取り扱っていたことになりますか。**

A 1 6 / 取り扱っていた物質に含まれる土壤関係特定有害物質の濃度が 1 %未満の場合は、原則として土壤関係特定有害物質を取り扱っていたことには当たらないものとします。(ただし、物質に含まれる土壤関係特定有害物質そのものを処理するなどの場合は除きます。)

【冒頭に戻る】

**Q 17 / ガソリンスタンドにおいて過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質とは、何を指しますか。**

A 17 / ベンゼンを1%以上含有するガソリンを指しています。

自動車燃料用のガソリンはベンゼンを含有しており、ガソリンスタンドにおいてベンゼンの濃度が1%以上のガソリンを取り扱っていたことは、ベンゼンの取扱いに該当するものと判断します。

平成11年12月以前に取り扱っていたガソリンについては、他法令による規制との関係や実例などから、取り扱っていたガソリンに係る成分の分析結果がない限り、ベンゼンが1%以上含有していたものと判断します。

【冒頭に戻る】

**Q 18 / 改変予定地の中に、土壌関係特定事業場の敷地であった土地のごく一部が含まれているような場合は、土壌汚染確認調査を実施する必要がありますか。**

A 18 / 条例の対象となる土地の改変（Q 1 参照）をしようとする場合は、改変予定地に土壌関係特定事業場の敷地であった土地が含まれていれば、その土地の面積に関係なく、土壌汚染確認調査を実施する必要があります。

【冒頭に戻る】

**Q 19 / 面積が1,000m<sup>2</sup>未満のガソリンスタンドの敷地を、都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けて土地の改変を行う場合、土壌汚染確認調査を実施する必要がありますか。**

A 19 / 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けて土地改変を行う場合で、土地改変の範囲がガソリンスタンドの敷地のみの場合は、行為に係る面積が1,000m<sup>2</sup>未満となるので、条例の対象となりません。

しかし、条例の対象となる土地の改変（Q 1 参照）をしようとする場合で、改変予定地にガソリンスタンドの敷地が含まれていれば、設置されていたガソリンスタンドの敷地面積や改変予定地に含まれるガソリンスタンドの敷地面積に関係なく、土壌汚染確認調査を実施する必要があります。

【冒頭に戻る】

**Q 20 / 改変予定地の一部について、既に土壌汚染対策法に基づく調査を実施している場合には、条例の適用は除外されるのでしょうか。**

A 20 / 土壌汚染対策法に基づく調査を実施した土地については、法律に基づいて必要な対策が執られることになることから、条例が適用除外となる旨の規定がありますが、改変予定地の一部に法による調査済の土地が含まれていることによって、改変予定地全体について条例が適用除外となるわけではありません。法に基づく調査の範囲と、改変予定地の範囲とを考慮して、条例に基づく調査の合理的な範囲が決められることとなります。

【冒頭に戻る】

**Q 2 1 / 改変予定地について、過去に自主的に土壌調査を実施している場合は、土壌汚染確認調査の実施は不要でしょうか。**

A 2 1 / 過去に自主的な土壌調査を実施している場合であっても、土壌関係特定事業場があった土地については、土壌汚染確認調査を実施して、その結果を届け出る必要があります。

ただし、改変予定地において、過去に土壌汚染確認調査と同等以上の土壌調査を実施し、その後、当該改変予定地において土壌関係特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該土壌調査の結果を土壌汚染確認調査の実施結果とすることができるものとします。

【冒頭に戻る】

**Q 2 2 / 土壌汚染確認調査の結果、基準に適合していない場合は、どのような対応が必要でしょうか。**

A 2 2 / 土壌汚染確認調査の結果、土壌の汚染の状況が条例施行規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、土地改変に着手する日の14日前までに、当該土地の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（汚染拡散防止計画書）を作成して、知事に提出する必要があります。

さらに、土地改変に当たり、作成した汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施する必要があります。

なお、条例施行規則で定める基準とは、土壌汚染対策法における指定区域の指定に係る基準と同等のものです。

【冒頭に戻る】

**Q 2 3 / 汚染拡散防止計画書は、どのような事項について作成するのでしょうか。**

A 2 3 / 汚染拡散防止計画書の作成事項は、規則第32条に規定する次の事項です。

- ア 土地の汚染の状況
- イ 汚染の拡散防止を行う区域
- ウ 汚染の拡散防止の方法
- エ 汚染土壌の搬出の有無及び搬出先
- オ 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期
- カ 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

なお、作成に当たっては、土壌汚染対策指針に定める内容に従って適切に作成し、作成した内容が規則第33条に定める基準に適合するものでなければなりません。

【冒頭に戻る】

**Q 2 4 / 汚染拡散防止計画書では、土地の汚染の状況について作成することとされていますが、改めて土壌の調査を実施する必要があるのでしょうか。**

A 2 4 / 汚染拡散防止計画書の内容については、規則第33条に定める汚染拡散防止計画書の基準に適合する必要がありますが、そのためには、あらかじめ改変予定地の汚染の状況を正確に把握して、汚染の状況に応じた適切な措置を講じるよう計画しなければなりません。

したがって、汚染拡散防止計画書の作成に当たっては、土壌汚染対策法に定める土壌汚染状況調査と同等の調査を実施し、状況に応じてさらに詳細な調査を実施することとなります。

【冒頭に戻る】

**Q 2 5 / 汚染の拡散防止の方法については、どのような方法がありますか。**

A 2 5 / 汚染の拡散防止の方法は、土壤汚染対策法に定める汚染の除去等の措置と同等の方法の中から、改変予定地における汚染の状況、改変予定地周辺の地下水の利用の状況、土地の改変の状況等を考慮して、適切な方法を選定することとなります。

**【冒頭に戻る】**

**Q 2 6 / 土壤汚染確認調査を実施し、汚染が判明したが、開発を断念した場合は、汚染拡散防止計画書の作成等はしなくてよいのでしょうか。**

A 2 6 / 汚染拡散防止計画書は、土地改変に伴って汚染土壌を掘削、搬出するなどの際において、適切な措置を講じるために策定するものと位置づけているため、開発を断念し、土地改変を行わない場合は、本条例に基づく汚染拡散防止計画書の策定の義務はありません。

しかし、当該汚染土壌により人の健康に影響を及ぼすおそれがある場合等において、対策を講じる必要があると考えられるものは、土地改変を行わない場合でも、土壤汚染対策法に基づき処理することとなります。

**【冒頭に戻る】**

**Q 2 7 / 条例の規定に違反している場合は、どのような措置を受けることとなりますか。**

A 2 7 / 土地改変者が第 4 0 条に規定する義務を適正に履行しない場合には、必要な措置を執るべきことについて勧告を受けることがあります。

さらに、勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することがあります。

**【冒頭に戻る】**